

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

東京都千代田区内神田二丁目 1 2 番 5 号

株式会社ビーマップ

代表取締役社長 杉野 文則

(JASDAQ : 4316)

問合せ先：経営管理部長 大谷 英也

(電話 03-5297-2181)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及びそれに伴う定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式の種類及び数

分割により増加する株式の種類は普通株式とし、分割により増加する株式の数は平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）の最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	32,108 株
今回の分割により増加する株式数	3,178,692 株
株式分割後の発行済株式総数	3,210,800 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,650,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	未定（平成 25 年 8 月又は 9 月を予定）（電子公告）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

##### (4) その他

本株式分割に伴う、当社資本金の増加はありません。

なお、本日現在の当社資本金は、1,854,247,098円であります。

本株式分割は、来たる平成25年6月26日開催予定の第15期定時株主総会において、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を含む後記4記載の定款一部変更の議案が承認可決されることを条件とし、その他本株式分割に必要な事項は、今後の当社取締役会において決定いたします。

### 3. 単元株制度採用の概要

#### (1) 新設する単元株式の数

平成25年6月26日開催予定の第15期定時株主総会において、後記4記載の定款一部変更の議案が承認可決されることを条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

※平成25年9月26日（木）をもって、金融商品取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ① 事業所の移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を「東京都千代田区」に変更いたします。
- ② 上記2の「株式分割の概要」及び3の「単元株制度採用の概要」に記載のとおり、以下の通り、当社定款の一部を変更いたします。
  - イ 本株式分割に伴い、本株式分割の割合に合わせ、現行定款第5条（発行可能株式総数）を現行の126,500株から12,523,500株増加させ、12,650,000株に変更いたします。
  - ロ 本株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
  - ハ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
  - ニ 現行定款第7条以下の条数を各2条繰り下げます。また、繰り下げに伴い、第26条（繰り下げ後の第28条）、第49条（繰り下げ後の第51条）の文言を変更いたします。（以下総称して「条数繰り下げ等」といいます。）
- ③ 第5条の変更並びに第7条及び第8条の新設、第7条以下の条数繰り下げ等の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更後
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>126,500株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,650,000株</u> とする。

(新設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第25条 (条文省略)	第9条～第27条 (条文省略)
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 3 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2 第25条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 3 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。
第27条～第48条 (条文省略)	第29条～第50条 (条文省略)
(導入の目的および濫用型買収類型) 第49条 当社は、以下に定める当社に対する濫用的な買収（以下「濫用的買収」という。）等によって、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入することができる。 <濫用的買収の類型> ① 買収にかかる株式の当社に対する高値買取要求を目的とする買収 ② 反社会的勢力（テロ関連組織を含む）との取引等を目的とする買収	(導入の目的および濫用型買収類型) 第51条 当社は、以下に定める当社に対する濫用的な買収（以下「濫用的買収」という。）等によって、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入することができる。 <濫用的買収の類型> ① 買収にかかる株式の当社に対する高値買取要求を目的とする買収 ② 反社会的勢力（テロ関連組織を含む）との取引等を目的とする買収

<p>③ 重要な会社資産を廉価に取得する、会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する等会社の犠牲の下に買収者又は特定の第三者の利益実現を目的とする買収</p> <p>④ 会社の重要な資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせ、もしくは、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを目的とする買収</p> <p>⑤ 強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収</p> <p>⑥ 当会社取締役会が株主総会の承認に基づき別途決定する敵対的企業買収防衛策に定める手続に違反する買収</p> <p>⑦ 前各号の他、当会社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収</p> <p>なお、買収が上記①から⑦の濫用的買収に当たると判断にあたっては、取締役会は第53条第1項に基づき設置される「ビーマップ企業価値検討委員会」に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。</p>	<p>③ 重要な会社資産を廉価に取得する、会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する等会社の犠牲の下に買収者又は特定の第三者の利益実現を目的とする買収</p> <p>④ 会社の重要な資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせ、もしくは、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを目的とする買収</p> <p>⑤ 強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収</p> <p>⑥ 当会社取締役会が株主総会の承認に基づき別途決定する敵対的企業買収防衛策に定める手続に違反する買収</p> <p>⑦ 前各号の他、当会社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収</p> <p>なお、買収が上記①から⑦の濫用的買収に当たると判断にあたっては、取締役会は第55条第1項に基づき設置される「ビーマップ企業価値検討委員会」に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。</p>
<p>第50条～第53条（条文省略）</p>	<p>第52条～第55条（条文省略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p><u>第5条の変更、第7条・第8条の新設、第7条以下の条数繰り下げ並びに第26条（変更後第28条）・第49条（変更後第51条）の変更の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削るものとする。</u></p>

※変更箇所を下線を付しております。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年6月 26 日
定款変更の効力発生日(第3条)	平成 25 年6月 26 日
定款変更の効力発生日(その他)	平成 25 年 10 月1日

5. その他

新株予約権の行使価額の変更について

旧商法第 280 条ノ 20 並びに第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションについては、行使価額等を以下の通り読み替えるものとします。

	現行	変更後
平成 16 年 6 月 24 日株主総会特別決議によるもの	1 株当たり 486,203 円	1 株当たり 4,863 円
平成 17 年 6 月 23 日株主総会特別決議によるもの (うち平成 17 年 9 月 9 日取締役会決議によるもの)	1 株当たり 328,514 円	1 株当たり 3,286 円
平成 17 年 6 月 23 日株主総会特別決議によるもの (うち平成 17 年 11 月 21 日取締役会決議によるもの)	1 株当たり 244,755 円	1 株当たり 2,448 円
平成 17 年 6 月 23 日株主総会特別決議によるもの (うち平成 18 年 5 月 22 日取締役会決議によるもの)	1 株当たり 304,000 円	1 株当たり 3,040 円

※ 変更後は、新株予約権の行使についても 100 株単位となります。

※ 平成 15 年 6 月 18 日株主総会特別決議によるストックオプションについては、平成 25 年 5 月 31 日をもって行使期限満了となるため記載を省略しております。

以 上